

新	旧
第 1 条～第 3 条 略 （招集） 第 4 条 経営委員会は、委員長（委員長に事故がある場合には前条第 2 項に規定する委員長の職務を代理する者。以下同じ。）が招集する。 2 委員長は、経営委員会を、原則として、1 月に 1 回招集するものとする。 3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。 4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長（以下「委員等」という。）の総数の 3 分の 1 以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対してその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。 5 委員長は、経営委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び理事長に対して通知しなければならない。 （議事） 第 5 条 経営委員会は、委員長が出席（電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む。以下同じ。）し、かつ、<u>委員等の総数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</u> 2 経営委員会の議事は、出席した<u>委員等</u>の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 前 2 項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあつて、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。 4 経営委員会は、法第 5 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。 <u>（議決）</u> <u>第 5 条の 2 委員等は、議事の議決に際し、「賛成」、「反対」、「棄権」のいずれかの意思表示をする。「棄権」の意思表示があつた場合において、法第 5</u>	第 1 条～第 3 条 略 （招集） 第 4 条 経営委員会は、委員長（委員長に事故がある場合には前条第 2 項に規定する委員長の職務を代理する者。以下同じ。）が招集する。 2 委員長は、経営委員会を、原則として、1 月に 1 回招集するものとする。 3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。 4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の 3 分の 1 以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対してその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。 5 委員長は、経営委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び理事長に対して通知しなければならない。 （議事） 第 5 条 経営委員会は、委員長が出席（電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む。以下同じ。）し、かつ、<u>委員長及び委員並びに理事長の総数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</u> 2 経営委員会の議事は、出席した<u>委員長及び委員並びに理事長</u>の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 前 2 項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあつて、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。 4 経営委員会は、法第 5 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。

新	旧
<u>条の6第1項及び第2項の規定の適用との関係については、出席した委員等の数に算入し、かつ、同項に規定する「否」に算入する。</u> <u>2 委員等は、議事の議決に際し、前項に規定する意思表示を行うことなく、退席することができる。この場合、当該退席した委員等は、法第5条の6第1項及び第2項に規定する出席した委員等の数には算入しない。</u> (会議の非公開) 第6条 略 (議事概要) 第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所（当該場所に存しない者が会議に出席した場合における当該出席の方法を含む。） (2) 出席した委員の氏名 (3) 議事となった事項 2 議事概要は、会議に出席した<u>委員等</u>による署名又は記名押印を得て作成する。 3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。 (議事録) 第8条 略 (金融事業者からの寄付等の報告等) 第9条 <u>委員等は</u>、倫理規程第15条の定めによる報告を行うほか、就任時又は毎年1回定期的に、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）に関する次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて経営委員会に報告するものとする。 (1) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について (2) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について (3) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について 2 委員長又は特定の委員若しくは理事長と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、経営委員会は	(会議の非公開) 第6条 略 (議事概要) 第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所（当該場所に存しない者が会議に出席した場合における当該出席の方法を含む。） (2) 出席した委員の氏名 (3) 議事となった事項 2 議事概要は、会議に出席した<u>委員長及び委員並びに理事長</u>による署名又は記名押印を得て作成する。 3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。 (議事録) 第8条 略 (金融事業者からの寄付等の報告等) 第9条 <u>委員長及び委員並びに理事長</u>は、倫理規程第15条の定めによる報告を行うほか、就任時又は毎年1回定期的に、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）に関する次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて経営委員会に報告するものとする。 (1) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について (2) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について (3) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について 2 委員長又は特定の委員若しくは理事長と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、経営委員会は

新	旧
必要な措置を講ずるものとする。 第10条～第12条の2 略 附 則 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 2 経営委員会規則は廃止する。	必要な措置を講ずるものとする。 第10条～第12条の2 略 附 則 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 2 経営委員会規則は廃止する。

附 則（令和元. . 改正）
この改正は、令和元年6月6日から施行する。